

都 計 第 3 4 0 号
令和 7 年 (2025 年) 7 月 1 7 日

網走市長 水谷 洋一 様

北海道知事 鈴木 直道



網走都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(協議)

このことについて、別添案のとおり変更するにあたって、都市計画法第 2 1
条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、貴市の意
見を求めます。

(建設部まちづくり局都市計画課基本計画係)

網走都市計画（網走市）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、網走都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

（2）範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

網走都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	網 走 市	行政区域の一部	約3,558ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域はオホーツク連携地域の東部に位置しており、オホーツク海や網走湖をはじめとする 5 つの湖沼がある自然に恵まれた地域で、行政機関、農林水産業や工業等が集積するオホーツク圏の中核都市であり、市街地は海、湖、山林及び農地に囲まれた低地と丘陵地に形成されている。

本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域経済の縮小や地域活力の喪失が懸念されるほか、経済のグローバル化の進展に伴う競争力の激化や、頻発する大規模な自然災害、環境問題の深刻化、公共施設等の老朽化や耐震化問題などさまざまな課題が顕在化している。

商業では、中心部商店街における商業販売額も減少しており、全市に占めるシェアも低下傾向にあるなど、中心市街地の活力の低下が懸念される。また、市の中心部は、オホーツク圏の行政・商業・業務等の中枢を担うことが求められていることから、適正な土地利用の再編や効果的な施策の展開などが必要とされている。

用途白地地域で既に都市的土地利用が図られている区域については、住宅、工業、商業業務などの土地利用について、農林業との調整を図りながら適切な規制、誘導を行うことが必要とされている。

また、人口減少・少子高齢化社会は、深刻な課題を次々に顕在化させているが、市民、団体、企業、行政などが、さまざまな形で連携を強め、深化させながら、一体となって、まちの魅力を守り、さらに引き出し、創出しながら、まちの持つポテンシャルを最大限に活かしたまちづくりを進めるため、『豊かな自然に ひと・もの・まちが輝く健康都市 網走』を、将来にわたるまちづくりの理念とし、この理念の基に、ひと・もの・まちが輝き続け、誰もが健康で安心して暮らすことのできるまちの実現にむけて、次の 5 つの事項を目標としている。

- ・一人ひとりを大切にするやさしいまち
- ・豊かな自然と共生する安心なまち
- ・ひとが集いにぎわいと活力を生むまち
- ・豊かなひとを育むまち
- ・ともに歩み、築く協働のまち

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、人口減少、少子高齢化が進行していることから市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには低炭素化・資源循環が進んだ効率的な都市構造への転換を目指す。

Ⅱ．区域区分の決定の有無

1．区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示していることから、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

1．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、網走川河口付近から JR 網走駅を中心に、内陸部の丘陵地にある農林業との調和を図りながら、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退や、空き店舗・空き地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、それぞれの地区が有する役割や可能性を踏まえた効率的かつ戦略的な土地利用を進める必要がある。

また、産業構造の転換により、まちなかには空地が散見される一方、郊外の用途白地地域における住宅、工業、商業業務などの土地利用等が都市計画上の課題となっており、都市機能の適切な配置が必要である。

このため、本区域においては、人口の減少、少子高齢化など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・潮見地区、鱒浦地区、駒場地区及びつくしヶ丘地区には、ゆとりとやすらぎを実感できる低層専用住宅を中心とした専用住宅地を配置する。
- ・向陽ヶ丘地区は、良好な住環境を有しており、低中層の住宅を主体とした一般住宅地を配置する。
- ・大曲地区は、周囲を網走川で囲まれた市街地で、中高層の公営住宅等を主体とした一般住宅地を配置する。
- ・台町地区、桂町地区及び錦町地区は、本区域内で早くから形成された市街地であり、商業業務地に近接した高い利便性を活かし、一定の業務施設の立地を許容する一般住宅地を配置する。
- ・中心商業業務地とその周辺は、鉄道やバスなどの交通結節点や中心的な交流施設、商業施設、医療機関等が集積しており、利便性が高いことから、まちなか居住のための一般住宅地として位置づけし、住宅の誘導を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、都市拠点及び沿道商業ゾーンで構成することとし、地区

住民及び広域からの来訪者の購買活動を支えるとともに、地域の顔としての役割を担っていることを踏まえ、多様な業種の集積などにより効果的な商業機能のさらなる向上に努める。

- ・ J R 網走駅周辺から網走川沿いに東側に広がる市街地に都市拠点を設置する。
- ・ 3・3・3号本通（一般道道中園網走停車場線）には、沿道商業ゾーンを配置し、周辺の住環境の保全に配慮しながら、沿道サービス施設や生活利便施設による土地利用を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・ 本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地で構成する。
- ・ 三眺地区については、広域的な工業拠点の形成を図るため、専用工業地を配置し、工業に特化した土地利用を誘導する。
- ・ 北部海岸地区、網走刑務所周辺、3・3・2号南中央通（国道39号、国道244号、一般道道網走港線）沿道のほか、J R 網走駅周辺地区及び市街地の外縁部には一般工業地を配置し、景観形成や環境保全に配慮しつつ、産業活動や物流活動を促進し、工業関連施設の集約化などにより効率性や安全性に配慮した適切な土地利用を図る。
- ・ 網走港臨港地区においては、産業・物流機能の強化と周辺部の良好な生活環境の確保に向けて、都市的土地利用と港湾系土地利用の調整を図りながら、港湾計画に基づく適切な土地利用の推進に努める。

④ 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

- ・ 網走川筋地区は、工業系施設の地区外への移転等が進み、オホーツク・文化交流センター及び親水機能を活かした水辺空間として市民に親しまれていることから、特別用途地区の指定等による用途の純化を検討するとともに、施設や水辺空間の利用促進及び環境保全を図る。

（2）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 網走駅前から川沿いに西へ広がる住宅地区については、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する区域として、未利用地の有効活用及び高度利用を進め、生活拠点の形成を促す。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 向陽ヶ丘地区は、丘陵地に位置する住宅団地として良好な景観を有し、周辺には豊かな自然環境が保全されていることから、今後も自然を保全し野生動植物との共生を図り、良好な住環境を維持する。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 郷土景観を構成する網走神社、郷土博物館を中心とする既存樹林地は、都市における身近な自然環境を提供する場として広く市民に親しまれており、今後ともその保全に努める。

（3）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害の防止の観点から特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地周辺の豊富な樹林帯は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的機能を果たしていることから、今後ともその機能保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 用途地域に隣接する潮見南部地区の用途白地地域においては、民間事業者による住宅地の開発等が行われているが、周辺環境を保全し良好な住環境の形成を図るため、必要に応じて農林業と調整をするとともに、白地地域については無秩序な拡大を防ぐため、形態制限による規制のみならず、特定用途制限地域や用途地域等を指定することにより、土地利用の整序を図る。
- ・ 呼人地区は、都市計画区域の南西端に位置する用途白地地域の集落市街地で、網走湖畔を中心にホテル・旅館が集積しているが、今後は地区特性を活かした景観の形成や環境の保全を図るため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、既存の施設や自然環境を保全・活用した、自然と健康を核とする交流拠点の形成を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、オホーツク連携地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期末着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図るべく、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成及び維持に努める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化に努める。
- ・ 網走市は、人口減少や少子高齢化の進展による利用者の減少、運転手の高齢化

及び人手不足といった課題に対し、持続可能で地域に最適な交通ネットワークの構築を図るために「網走市地域公共交通計画」を策定していることから、本計画を基盤として、コンパクトなまちづくりと連携した持続可能な公共交通網構築のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の機能強化に努める。

- ・本区域は、オホーツク海沿岸における流通の拠点として重要な役割を果たしている重要港湾網走港を有することから、物流の効率化と円滑な都市内交通に配慮した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。
- ・都市内の幹線街路網は現状の幹線街路網密度を保ちつつ、維持・管理に努める。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.78 km/km ²	2.78 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・広域的な交通ネットワークの形成を図るため、一般国道 39 号女満別空港網走道路を配置するとともに、アクセス機能強化に向け関連道路網の検討を行う。
- ・3・3・1 号北中央通（国道 39 号）、3・3・2 号南中央通（国道 39 号及び 244 号、主要道道網走停車場線、一般道道網走港線）、3・3・5 号大曲中央通線（国道 238 号）、3・4・6 号中大通線（国道 244 号）及び 3・4・10 号中央通（国道 39 号及び 244 号、主要道道網走公園線、一般道道大観山公園線）を都市の骨格軸となる道路とする。
- ・3・3・3 号本通（一般道道中園網走停車場線、市道つくしヶ丘本通線）をもう一つの骨格軸とし、交通結節点機能の配置を含めた生活幹線道路として配置する。
- ・3・4・4 号潮見台通（一般道道中園網走停車場線）、3・4・7 号山下通線（一般道道大観山公園線）及び 3・4・8 号西山通（一般道道大観山公園線）を今後とも市民生活の大動脈として配置する。

b 交通結節点等

- ・3・3・2 号南中央通（主要道道網走停車場線）に J R 石北本線及び釧網本線網走駅の駅前広場を配置し、今後とも交通結節点機能を確保する。
- ・広域的な交通ネットワーク機能の形成に伴う交流機能の充実を図るため、市街地の入口に交通結節点の配置検討を行う。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・市民の快適で衛生的な生活環境の向上と公共水域の水質保全を目的として下水道の普及を促進する。

イ 河 川

- ・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は、平成 27 年（2015 年）で 93.7%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備を促進する。

イ 河川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、公共下水道の整備を促進するとともに、施設の中長期的な更新計画を策定する等、持続的な下水道サービスの提供に努める。

b 河川

- ・水辺の環境軸となる網走川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・下水道については、市街地における浸水箇所の雨水整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

- ・網走市廃棄物処理場及び網走市八坂火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・本区域における緑地の形態は、オホーツク海に面した市街地中央を流れる網走川の河川空間と市街地を取り囲むように北部から西部や南部にかけて展開する良好な自然的環境を有する丘陵樹林地を骨格とする半環状型の緑地を形成している。
この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。
また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・都市の骨格となる緑地として、広域公園のオホーツク公園を配置する。

b レクリエーション系統

- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に、近隣公園を各住区に、地区公園を 4 住区ごとに、それぞれに 1 箇所ずつ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、三眺河畔公園、駒場公園、しおさい公園及び網走運動公園を配置する。

c 防災系統

- ・災害時における避難地及び防災拠点として、網走運動公園を配置するとともに、周辺環境の保全を図るために、工業団地周辺に緩衝緑地を配置する。

d 景観構成系統

- ・幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑のネットワークの形成に努める。

e その他の系統

- ・網走川沿岸の遊歩道整備を契機に、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成とにぎわいの創生に努める。
- ・都市計画公園の施設については、利用者のニーズに合わせて適切に配置する。

② コンパクトなまちづくりに係る配置方針

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。

網走都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

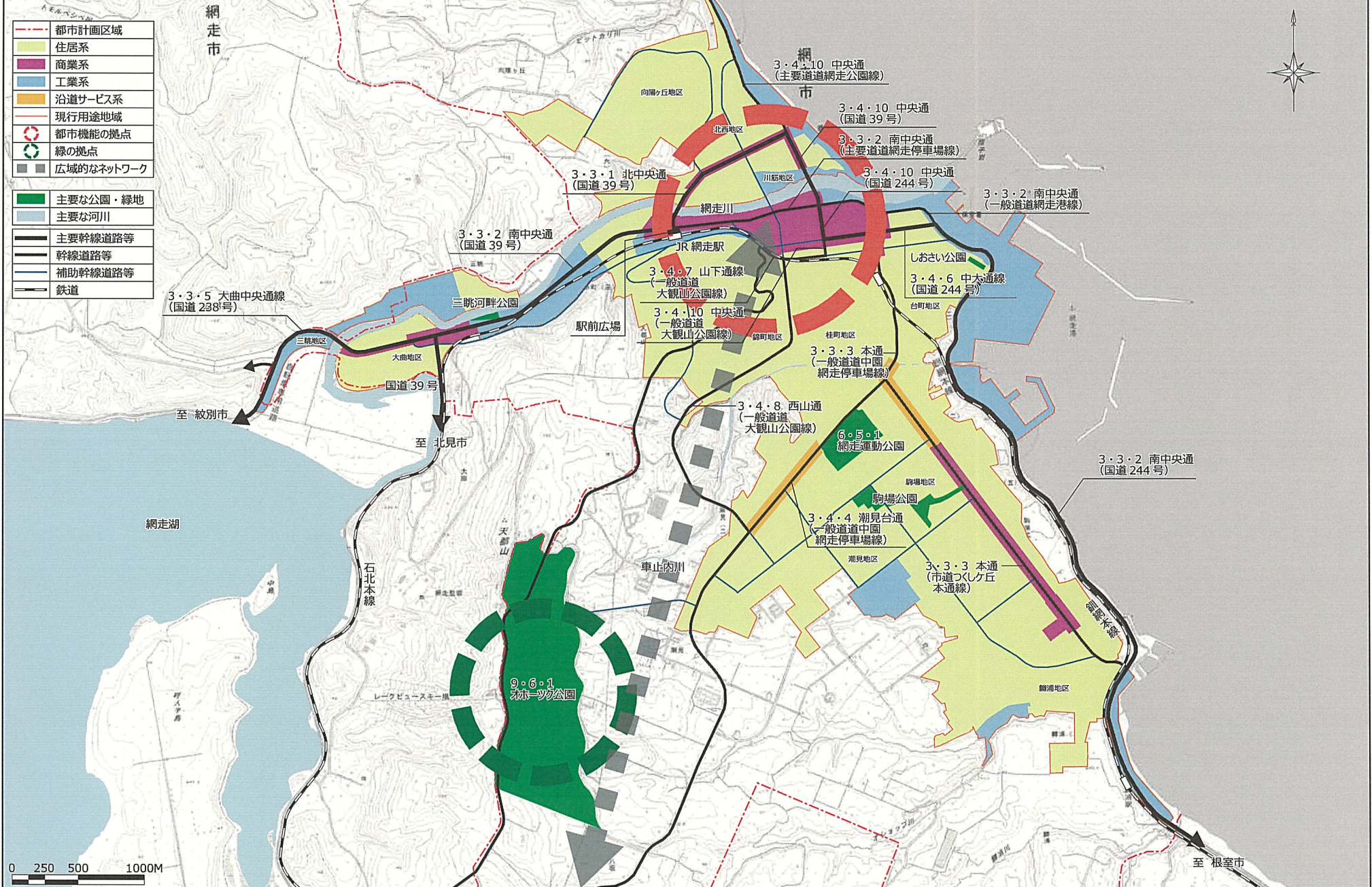
【新】	【旧】	【変更理由】
網走都市計画（網走市）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 I. 都市計画の目標 1. 基本的事項 （略） 2. 都市づくりの基本理念 （略） II. 区域区分の決定の有無 1. 区域区分の有無 （略） III. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）～（2）（略） （3）その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 （略） ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・ 洪水、浸水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。<u>また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。</u> ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害の防止の観点から特に市街化を抑制する。 ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。 ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・ 市街地周辺の豊富な樹林帯は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的機能を果たしていることから、今後ともその機能保全に努める。 ④ （略） 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針 本区域は、オホーツク連携地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。 このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。 交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮	網走都市計画（網走市）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 I. 都市計画の目標 1. 基本的事項 （略） 2. 都市づくりの基本理念 （略） II. 区域区分の決定の有無 1. 区域区分の有無 （略） III. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）～（2）（略） （3）その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 （略） ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・ 洪水、浸水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。 ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害の防止の観点から特に市街化を抑制する。 ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。 ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・ 市街地周辺の豊富な樹林帯は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的機能を果たしていることから、今後ともその機能保全に努める。 ④ （略） 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針 本区域は、オホーツク連携地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。 このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。 交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮	※1. 「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」（R2 発出）及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（R3 公布）による修正 ※2. 都市計画運用指針（R6.11 改正）による修正

し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。 また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。 これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。 ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図るべく、アクセス道路の整備を進める。 ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成及び維持に努める。 ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化に努める。 ・網走市は、人口減少や少子高齢化の進展による利用者の減少、運転手の高齢化及び人手不足といった課題に対し、持続可能で地域に最適な交通ネットワークの構築を図るために「<u>網走市地域公共交通計画</u>」を策定していることから、本計画を基盤として、コンパクトなまちづくりと連携した持続可能な公共交通網構築のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、<u>交通結節点の機能強化に努める。</u> ・本区域は、オホーツク海沿岸における流通の拠点として重要な役割を果たしている重要港湾網走港を有することから、物流の効率化と円滑な都市内交通に配慮した道路網の形成に努める。 b 整備水準の目標 (略) ② 主要な施設の配置の方針 a 道路 ・<u>広域的な交通ネットワークの形成を図るため、一般国道 39 号女満別空港網走道路を配置するとともに、アクセス機能強化に向け関連道路網の検討を行う。</u> ・3・3・1 号北中央通（国道 39 号）、3・3・2 号南中央通（国道 39 号及び 244 号、主要道道網走停車場線、一般道道網走港線）、3・3・5 号大曲中央通線（国道 238 号）、3・4・6 号中大通線（国道 244 号）及び 3・4・10 号中央通（国道 39 号及び 244 号、主要道道網走公園線、一般道道大観山公園線）を都市の骨格軸となる道路とする。 ・3・3・3 号本通（一般道道中園網走停車場線、市道つくしヶ丘本通線）をもう一つの骨格軸とし、交通結節点機能の配置を含めた生活幹線道路として配置する。 ・3・4・4 号潮見台通（一般道道中園網走停車場線）、3・4・7 号山下通線（一般道道大観山公園線）及び 3・4・8 号西山通（一般道道大観山公園線）を今後とも市民生活の大動脈として配置する。 b 交通結節点等	し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。 また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。 これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。 ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図るべく、アクセス道路の整備を進める。 ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成及び維持に努める。 ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化に努める。 ・コンパクトなまちづくりと連携した持続可能な公共交通網の構築のために、<u>交流機能を備えた交通結節点の形成や見直しを行うとともに、高齢者や地域住民の需要特性に適した利用促進策を推進する。</u> ・本区域は、オホーツク海沿岸における流通の拠点として重要な役割を果たしている重要港湾網走港を有することから、物流の効率化と円滑な都市内交通に配慮した道路網の形成に努める。 b 整備水準の目標 (略) ② 主要な施設の配置の方針 a 道路 ・<u>北海道横断自動車道（予定路線）が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。</u> ・3・3・1 号北中央通（国道 39 号）、3・3・2 号南中央通（国道 39 号及び 244 号、主要道道網走停車場線、一般道道網走港線）、3・3・5 号大曲中央通線（国道 238 号）、3・4・6 号中大通線（国道 244 号）及び 3・4・10 号中央通（国道 39 号及び 244 号、主要道道網走公園線、一般道道大観山公園線）を都市の骨格軸となる道路とする。 ・3・3・3 号本通（一般道道中園網走停車場線、市道つくしヶ丘本通線）をもう一つの骨格軸とし、交通結節点機能の配置を含めた生活幹線道路として配置する。 ・3・4・4 号潮見台通（一般道道中園網走停車場線）、3・4・7 号山下通線（一般道道大観山公園線）及び 3・4・8 号西山通（一般道道大観山公園線）を今後とも市民生活の大動脈として配置する。 b 交通結節点等	※3. 網走市地域公共交通計画（R3.3 策定）による修正 ※4. R6. 5 に国から、一般国道 39 号女満別空港網走道路（網走呼人～網走）のルート計画案が示されたことによる修正
---	--	---

・ 3・3・2号南中央通（主要道道網走停車場線）にＪＲ石北本線及び釧網本線網走駅の駅前広場を配置し、今後とも交通結節点機能を確保する。 ・ <u>広域的な交通ネットワーク機能の形成に伴う交流機能の充実を図るため、市街地の入口に交通結節点の配置検討を行う。</u> （２）下水道及び河川 ①～③ （略） （３）その他の都市施設 ・ 網走市廃棄物処理場及び網走市八坂火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建て替え整備等を行う。 ・ ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 ３．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 （１）基本方針 ・ 本区域における緑地の形態は、オホーツク海に面した市街地中央を流れる網走川の河川空間と市街地を取り囲むように北部から西部や南部にかけて展開する良好な自然的環境を有する丘陵樹林地を骨格とする半環状型の緑地を形成している。 この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。 （２）～（３） （略）	・ 3・3・2号南中央通（主要道道網走停車場線）にＪＲ石北本線及び釧網本線網走駅の駅前広場を配置し、今後とも交通結節点機能を確保する。 （２）下水道及び河川 ①～③ （略） （３）その他の都市施設 ・ 網走市廃棄物処理場、網走青果地方卸売市場及び網走市八坂火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建て替え整備等を行う。 ・ ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 ３．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 （１）基本方針 ・ 本区域における緑地の形態は、オホーツク海に面した市街地中央を流れる網走川の河川空間と市街地を取り囲むように北部から西部や南部にかけて展開する良好な自然環境を有する丘陵樹林地を骨格とする半環状型の緑地を形成している。 この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。 （２）～（３） （略）	※5. 網走市立地適正化計画（R3 策定）及び網走市都市機能誘導構想（R5 策定）において、観光交通ターミナルを位置付けたことによる追記 ※6. R6 に都市計画施設（市場）を廃止したことによる修正 ※2
--	---	---

方針付図

網走都市計画区域



国土地理院の電子地形図（タイル）を掲載。
 国土数値情報（都市地域データ、森林地域データ、農業地域データ、鉄道時系列データ）をもとに北海道が編集・加工。

※図中の破線矢印は特定のルートや位置を示すものではありません